川島町建設工事中間前金払取扱要綱

令和４年７月２８日

川島町告示第１００号

（趣旨）

第１条　この告示は、川島町建設工事前金払に関する規則（昭和２９年規則第７号）による前金払に追加してする前金払（以下「中間前金払」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（中間前金払の対象）

第２条　中間前金払は、請負代金額が５００万円以上で、かつ、工期が９０日を超える土木建築に関する工事を対象とする。

（中間前金払の要件）

第３条　中間前金払は、次の要件をすべて満たしている場合に支出するものとする。

(1) 工期の２分の１を経過していること。

(2) 工程表により工期の２分の１を経過するまでに実施すべきものとされている当該

工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の２分の１以上の額

に相当するものであること。

(4) 当初の前金払が支出済であること。

２　継続費及び債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約については、前項の規定を準用する。この場合において、「工期」とあるのは「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表により工期の２分の１を経過」とあるのは「工程表により当該会計年度の工事実施期間の２分の１を経過」と、「既に行われた当該工事」とあるのは「既に行われた当該会計年度の工事」と、「請負代金額」とあるのは「当該会計年度における年割額」と読み替えるものとする。

（中間前金払の割合等）

第４条　中間前金払の支払額は、請負代金額の１０分の２を超えない額で、かつ、当初支出した前金払の額と合計して請負代金の１０分の６を超えないものとする。

２　継続費等の２年以上にわたる契約における中間前金払は、当該継続費等の各年度の年割額に相当する部分の工事等の金額に対してすることができる。

３　繰越明許費支弁の翌年度にわたる契約における中間前金払は、契約締結の当初における請負代金額の総額に対してすることができる。

（中間前金払と部分払の選択）

第５条　部分払が認められている土木建築に関する工事は、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に受注者が選択するものとする。

２　前項に規定する対象工事の受注者は、中間前金払と部分払の選択に係る届出書（様式第１号）を契約締結時に町長に提出しなければならない。この場合において、前項による選択について、契約締結後の変更はできないものとする。

３　継続費等の２年以上にわたる契約については、契約締結時に中間前金払を選択した場合であっても、各会計年度における年割額の範囲内で、当該会計年度における出来高部分に応じて、当該年度末に部分払を行うことができるものとする。

（中間前金払の申請等）

第６条　中間前金払の支払を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中間前金払認定請求書（様式第２号）に、工事履行報告書（様式第３号）を添えて町長に提出しなければならない。

２　町長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第３条第１項各号の要件を満たしているか否かを７日以内に調査し、その結果が妥当と認められる場合は、中間前金払認定調書（様式第４号）により、申請者へ通知するものとする。

３　前項の認定を受けた申請者が中間前金払の支払を受けようとするときは、中間前金払請求書（様式第５号）に保証事業会社の保証証書その他必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

４　中間前金払の支払時期は、中間前金払請求書を受理した日から１４日以内に行うものとする。

５　中間前金払の支払は、申請者が保証事業会社の保証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むものとする。

（中間前金払額の変更）

第７条　町長は、中間前金払を支払った後、契約内容の変更により請負代金額に著しい増額が生じたときは、変更後の中間前金払の額に相当する額から既に支払った中間前金払額を差し引いた金額以内の中間前金払の額を追加して支払うことができる。この場合において、中間前金払の申請及び支払の方法については、前条の規定を準用する。

２　中間前金払の支払を受けた受注者は、変更後の請負代金額が当初の請負代金額より著しく減額した場合において、既に支払を受けた前金払の額と中間前金払の額が変更後の請負代金額の１０分の６を超えたときは、その超過した額を契約変更の協議が成立した日から３０日以内に返還しなければならない。ただし、町長は、本項の期間内に部分払の支払をするときは、その支払額からその超過した額を控除することができる。

３　前項の超過額が相当の額に達し、返還することが中間前金払の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、町長と中間前金払の支払を受けた受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から３０日以内に協議が整わない場合には、町長が定め、中間前金払の支払を受けた受注者に通知する。

（中間前金払の使途制限）

第８条　中間前金払は、当該工事等の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事等において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額以外の経費に充てることはできない。

（中間前金払の返還）

第９条　中間前金払の支払を受けた受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支払を受けた中間前金払の額の全部又は一部を返還しなければならない。

(1) 中間前金払を前条に規定する経費以外の経費に充てたとき。

(2) 契約を解除したとき。

(3) 受注者の責めに帰すべき理由によって、契約履行の進捗が著しく遅延したと認め

られたとき。

(4) 保証契約を解除したとき。

(5) その他町長が特に必要と認めたとき。

（遅延利息）

第１０条　町長は、第７条第２項の期間内に超過した額を返還しなかったときは、町長の指定する期日を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じて返還すべき額に契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が１００円未満であるときは全額を、１００円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を遅延利息として徴収することができる。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

　この告示は、令和４年９月１日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名通知を行う工事から適用する。

様式第１号（第５条関係）

年　　　月　　　日

川島町長 あて

所在地

商号又は名称

代表者役職

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

中間前金払と部分払の選択に係る届出書

中間前金払

下記の工事については、 　　　　　　　　　を選択します。

部　分　払

記

１ 工　事　名

２ 工事場所

３ 請負代金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 円

注）１　契約締結前に中間前金払か部分払かどちらか一方を選択してください。

２　契約締結後は、内容の変更はできません。

様式第２号（第６条関係）

中間前金払認定請求書

年　　　月　　　日

川島町長 あて

所在地

商号又は名称

代表者役職

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

下記の工事について、中間前金払の認定を請求します。

記

工事名

工事場所

工期　　　自　　　　　年　　　月　　　日

至　　　　　年　　　月　　　日

請負代金　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

※添付書類　　　工事履行報告書

様式第３号（第６条関係）

工事履行報告書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工事名 |  | | |
| 工期 | 年　　　月　　　日 ～ 　　年　　　月　　　日 | | |
| 日付 | 年　　　月　　　日（　　月分） | | |
| 月別 | 予定工程 ％  （ ）は工程変更後 | 実施工程 ％ | 備 考 |
| 年　　月 |  | 差（　　　） |  |
|  |  | 差（　　　） |  |
|  |  | 差（　　　） |  |
|  |  | 差（　　　） |  |
|  |  | 差（　　　） |  |
|  |  | 差（　　　） |  |
|  |  | 差（　　　） |  |
|  |  | 差（　　　） |  |
|  |  | 差（　　　） |  |
|  |  | 差（　　　） |  |
|  |  | 差（　　　） |  |
|  |  | 差（　　　） |  |
| （記載欄） | | | |

|  |  |
| --- | --- |
| 現場  代理人 | 主任(監理)  技術者 |
|  |  |

（注）１ 報告は、月報を標準とする。

２ 予定工程は、初回報告時に完成までの予定出来高累計を記入する。

３ 実施工程は、当該報告月までの出来高累計を記入する。

様式第４号（第６条関係）

中間前金払認定調書

第　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　様

川島町長

下記の工事についてその進捗を調査したところ、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 工事名 |  |
| 工事場所 |  |
| 工期 | 年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで |
| 請負代金 | 金　　　　　　　　　　　　円 |
| 摘要 |  |

様式第５号（第６条関係）

年　　　月　　　日

川島町長 あて

所在地

商号又は名称

代表者役職

代表者名　　　　　　　　　　　　　　印

中間前金払請求書

下記契約の中間前金払の支払を請求いたします。

記

中間前金払請求額　　　金　　　　　　　　　　　　円

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事名 |  | |
| 工事場所 |  | |
| 工期 | 年　　　月　　　日から　　　年　　　月　　　日まで | |
| 請負代金 | 金　　　　　　　　　　　　円 | |
| 前払金受領額 | 金　　　　　　　　　　　　円 | |
| 摘要 |  | |
| 振込先 | 金融機関名 |  |
| 本店・支店 |  |
| 預金種別 |  |
| 口座番号 |  |

※添付書類　保証証書

契約書の写し